

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 5 月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国 民 年 金 関 係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500927 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600012 号

第1 結論

請求者のA社における昭和44年11月1日から昭和45年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和44年11月から昭和45年9月までの標準報酬月額については、6万円から6万8,000円とする。

昭和44年11月から昭和45年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年11月1日から昭和45年10月1日まで

A社で昭和44年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したが、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額はB厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）の標準給与月額より低額となっている。請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は6万円と記録されているが、厚生年金基金から提出された異動記録では、請求者の請求期間に係る標準給与月額は6万8,000円（事由：法律改正）と記録されている。

ところで、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和44年12月6日法律第78号。以下「改正法」という。）によると、昭和44年11月から標準報酬月額の上限が6万円から10万円に引き上げられたことに伴い、同年10月における標準報酬月額が6万円（報酬月額は5万8,000円以上）である被保険者について行う同年11月からの標準報酬月額の改定は、その者の同年10月における標準報酬月額の基礎となった報酬月額を改正後の標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、職権で改定することとされている。

これをうけて、厚生年金基金は、請求者に係る昭和44年10月の標準給与月額が6万円であることから、請求者の同月における標準給与月額の基礎となった給与月額を改正法施行後の標準給与月額の基礎となる給与月額とみなして、請求者の同年11月からの標準給与月額を職権

により 6 万 8,000 円に改定したとしている。

また、厚生年金基金は、請求期間前後において基金設立事業所の事業主は、社会保険事務所（当時）及び同厚生年金基金に対して提出する資格取得届等の様式は複写式を使用し、社会保険事務所及び同厚生年金基金へは同一内容の届書を提出していた旨回答している。

よって、A 社は、厚生年金基金に提出した請求者に係る厚生年金基金加入員資格取得届と同一内容の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出したと推認することができる。

これらを総合的に判断すると、請求者に係る昭和 44 年 10 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格取得届の報酬月額より、改正法を適用し同年 11 月からの標準報酬月額を職権で 6 万 8,000 円に改定することが必要であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、6 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500913 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600005 号

第1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間及び昭和 56 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで

昭和 53 年 11 月に結婚してから半年ぐらい後の昭和 54 年 4 月頃、A 市役所から国民年金に関する連絡があったので、国民年金に加入し、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を A 市 B 地区の郵便局で夫と私の分を納付したが、請求期間①は保険料が未納の記録となっており、請求期間②は保険料が申請免除の記録となっている。調査の上、請求期間①及び②に係る保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚後の昭和 54 年 4 月頃、A 市役所から国民年金に関する連絡があったので、国民年金に加入し、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を A 市 B 地区の郵便局で夫の分と一緒に納付した旨主張しているところ、請求者が国民年金の加入手続を行った時期は、請求者の国民年金記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得時期より昭和 54 年 4 月から同年 7 月までの間と推認できることから、請求者は請求期間①及び②の保険料を納付することは可能であり、また、一緒に納付したとする請求者の夫のオンライン記録は、保険料納付済となっている。

しかしながら、国民年金保険料に係る一納期の納付単位月数について、オンライン記録で確認できる夫の保険料納付記録（昭和 59 年 1 月から昭和 61 年 9 月まで）では、一納期の月数が請求者の主張する納付月数と相違していること、請求期間①及び②において確定申告事務を委託していたとする会計事務所の連絡先が不明であることなどから、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を納付していたとする詳しい状況は不明である。

また、請求者が請求期間①及び②に国民年金の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等) はなく、A市は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金被保険者の関係書類等は既に廃棄されていると回答しており、そのほか、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録で請求期間②は国民年金保険料の申請免除の記録が確認できるところ、当該記録に係る保険料免除の申請日は、昭和 56 年度から昭和 58 年度までの期間は記録が確認できないものの、昭和 59 年度は昭和 59 年 7 月 1 日、昭和 60 年度は昭和 60 年 7 月 17 日、昭和 61 年度は昭和 61 年 7 月 1 日となっている。

加えて、請求者の請求期間①及び②は継続した期間で合計 96 か月であり、行政機関がこれだけの長期間にわたり、請求者の国民年金保険料の収納事務を誤って行うことは考え難い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。